

平成 30 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果に基づく措置

西 区 役 所 まちづくり推進課 1

監査結果に基づく措置

西区役所

<財務監査>

まちづくり推進課

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 30 年 9 月 13 日)

平成 29 年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務委託契約において、受託者は、使用料等について、「収納の日又はその翌日(その日が浜松市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日)までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと」と規定しているが、下記のとおり契約に基づいた払い込みがされていない。

- 1 レンタサイクル使用料 198 日のうち 67 日分
 - 2 仮設更衣室内ロッカー使用料 2 日のうち 1 日分
 - 3 弁天島海浜公園駐車場・舞阪表浜駐車場共通回数券販売金 141 日のうち 48 日分
- 現金の取扱いについては、契約書に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【措 置】(報告年月日：平成 31 年 1 月 17 日)

平成 30 年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務委託契約において、現場の体制を考慮するなかで、回収した現金は収納の翌日から起算して 7 日以内に浜松市指定金融機関等に払い込むことと契約書(仕様書)の変更を行いました。

これに伴い現金管理を徹底するために、現金出納事務チェック表を記載させ、月に一度市に提出することで管理体制を強化しました。

今後は、契約書に基づいた適正な事務処理をしてまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 30 年 9 月 13 日)

平成 29 年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務委託契約において、受託者は、「シーズン中は週 1 回ロッカーの利用状況を確認のうえ料金を回収」することと規定しているが、月末に 1 回しか回収していない。

現金の取扱いについては、契約書に基づき、適正な事務処理を行われたい。

【措 置】(報告年月日：平成 31 年 1 月 17 日)

平成 30 年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務委託契約において、現場の体制を考慮するなかで、週 1 回の確認を徹底するよう指導するとともに回収した現金は収納の翌日から起算して 7 日以内に浜松市指定金融機関等に払い込むことと契約書(仕様書)の変更を行いました。

これに伴い現金管理を徹底するために、現金出納事務チェック表を記載させ、月に一度市に提出することで管理体制を強化しました。

今後は、契約書に基づいた適正な事務処理をしてまいります。